

SAGA2024基山町実行委員会

第4回総務企画専門委員会

**SAGA
2024**

国スポ・全障スポ

新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

日時：令和6年6月25日（火）10時00分から

場所：基山町役場204会議室

SAGA2024基山町実行委員会 第4回総務企画専門委員会 次第

- 1 開会
 - 2 事務局長あいさつ
 - 3 報告事項
 - ・本大会開催に向けての総務企画業務の取組について・・・・・・・・・・ 2
 - 4 議案
 - 【第1号議案】SAGA2024基山町売店出店者の決定について・・・・・・ 5
 - 5 その他
 - 6 閉会
- 参考資料
- ①SAGA2024基山町総務企画専門委員会名簿・・・・・・・・・・ 13
 - ②SAGA2024基山町売店設置運営要項・・・・・・・・・・ 14
 - ③各種計画の体系図・・・・・・・・・・ 28

本大会開催に向けての総務企画業務の取組について

(1) ボランティアの募集・活動について

令和5年度にボランティア登録者の募集を行い、町内外 129 名の方々に応募いただきました。

令和6年5月より各登録者に業務の希望調査を行っています。業務区分は以下のとおりです。

業務区分 () 内は対応する基山町実施本部組織	一期間当たりの従事者数 ※一期間＝半日
①受付（総務企画部受付案内班）	4 名
②おもてなし（総務企画部おもてなし班）	3 名
③会場整理（競技式典部競技会場班）	6 名
④弁当（宿泊衛生部宿泊弁当班）	2 名
⑤環境美化（宿泊衛生部環境美化班）	1 名
⑥誘導案内（輸送交通部輸送交通班）	2 名
合計	18 名

ご回答いただいた内容をもとに、割り当てを決定し、7月頃通知します。

その後、8月頃にボランティア研修会を実施し、10月5日から9日までの国スポ卓球競技会の期間に従事いただくこととしています。

(2) ふるまいの実施について

国スポ卓球競技会にご来場いただく選手・監督、一般観覧者にふるまいを提供します。

ふるまい	期間	対象
焼菓子	10月5日～7日（3日間）	選手・監督：300名分 一般観覧者：200名分
お茶	10月5日～9日（5日間）	選手・監督、一般観覧者

(3) 基山駅案内所の設置について

10月5日～9日の5日間、観光案内と一般観覧シャトルバス案内を兼ねて、基山駅に案内所を設置します。

(4) 学校観戦の実施について

10月7日(月)に町内小中学生を対象に学校観戦を実施します。

基山小、基山中及び若基小の児童生徒は実行委員会が借り上げるバスで輸送します。観戦いただく児童生徒には応援スティックバルーンを配布します。

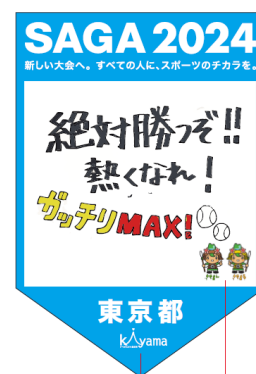


対象クラス	観戦時間
基山小（6の1・6の2・6の3）	9時00分～9時30分
基山小（6の4・5の1・5の2）	9時30分～10時00分
基山小（5の3・5の4）	10時00分～10時30分
基山中（3の1・3の2・3の3）	10時30分～11時00分
若基小（5の1・6の1）	14時00分～14時30分
東明館中（2・3年生）	14時30分～15時00分

(5) 47都道府県応援メッセージの作成について

47都道府県の連結旗を作成します。

中央の選手への応援メッセージ部分は、学校観戦を予定している町内の小中学生に描いていただいています。



(6) 広報・啓発イベントの実施について

SAGA2024国スポ・全障スポ基山町開催競技を広く周知し、機運醸成を図るため、下記のとおり広報・啓発イベントを主催または各種イベントに出展します。

イベント名	開催日	内容
第37回きのくに祭り	令和6年7月20日	卓球体験コーナーの出展
SAGA2024 国スポ卓球競技 佐賀県代表選手団卓球教室	令和6年7月26日	県内小中学生を対象とした卓球教室
マックスバリュ基山店・基山町共催 国スポ・全障スポ開催記念イベント ※イベント名未定	令和6年9月15日	卓球体験コーナーの出展 ※詳細については調整中

(7) 炬火イベントの実施について

10月6日(日)に基山町立図書館で行われる「竹あかりナイト」を「SAGA2024基山町炬火イベント」として開催します。

10月5日(土)の総合開会式で配火された火を使って、竹に灯します。

(8) 大会報告書の作成について

SAGA2024国スポ・全障スポの成果を記録し未来に伝えるために大会報告書を作成します。

SAGA2024基山町実行委員会が設立されてからの準備経過や大会本番の様子を含む60ページ程度のものとし、今年度中に実行委員会委員や専門委員会委員、その他関係者に配付します。

SAGA2024基山町売店出店者の選定について

令和6年4月1日から5月31日までSAGA2024国スポ卓球競技会に出店いただく事業者の募集を行いました。募集の結果、11事業者から応募があり、下記のとおり10事業者をSAGA2024基山町売店出店者として選定します。

○決定業者

- (1) スポーツ用品（4事業者）
 - ・日本卓球
 - ・ファイテン
 - ・VICTAS
 - ・佐賀県スポーツ用品協同組合
- (2) 国スポ記念グッズ（1事業者）
 - ・ヨコブリシ
- (3) 郷土物産品（2事業者）
 - ・鶴製茶
 - ・長崎屋菓子店
- (4) 飲食物（3事業者）
 - ・丸幸ラーメンセンター
 - ・ウエスト
 - ・CoCo 壱番屋
- (5) 宅配便（0事業者）
- (6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの（0事業者）

※上記のほか丸菱産業から応募がありましたが、低周波治療器を扱う町外の健康器具事業者であり、募集の趣旨に添わないうえ、上限の10店舗を超えているため決定事業者としないこととします。

※そのほか、産業振興協議会から町内の7事業者の出店希望があり、出店の場所及び設備の提供を行います。

- ・基山ふるさと名物市場（柿、ラーメン、エミュー、菓子）
- ・見好養蜂園（蜂蜜）
- ・こもりの木（木工品）
- ・そのべファーマーズ（アスパラ）
- ・トート工房（佐賀牛カレーパン）
- ・工房峰山（おこわ）
- ・らいふステージ（キーマカレー）

※参考

SAGA2024基山町売店出店者募集要領

1 趣旨

本町で開催する第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の利便性向上を図るとともに、本町の特産品等の紹介及び販売を促進するため、SAGA2024基山町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の出店者を募集します。

2 設置場所及び期間等

売店の設置場所、設置期間等は別表「基山町売店出店者募集競技一覧」のとおりとし、設置期間中の途中開設及び閉店は原則として認めません。

3 開設時間

開設時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了30分後までとします。ただし、実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができるものとします。

4 出店位置及び規模

出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は、1店舗あたり約20㎡とします。

また、ケータリングカーについても出店ができるものとします。（出店可能な競技会場は別表「基山町売店出店者募集競技一覧」のとおり。）

ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができるものとします。

5 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備します。

（ケータリングカーによる出店を除く。）

また、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとなりますが、実行委員会が運営上必要と認める場合は、実行委員会が準備するものとします。

なお、実行委員会の許可を受けて対象火気器具等又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必ず消火器を準備してください。

(1) テント（2間×3間）1張以内（横幕を含む。）

(2) 長机6台以内

(3) 椅子4脚以内

6 出店料

(1) 出店料は無料とします。

(2) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担するものとします。

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとします。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国スポ記念グッズ
公益財団法人日本スポーツ協会又はSAGA2024大会実行委員会の使用承認を得ているもの。
- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）
 - ア 製造加工品
食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。
 - イ 現地調理品
簡易な調理、加工をされたもので、営業許可施設等において仕込みをされたものを使用し、提供直前に加熱調理する食品や飲料、市販の飲料、かき氷等に限る。
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

8 出店者条件

売店の出店者は、(1)の条件のいずれかに該当し、かつ(2)の条件をいずれも満たす者とする。

- (1) 次の条件のいずれかに該当する者
 - ア 申請時に1年以上、町内に店舗を有して営業を継続している者
 - イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者
 - ウ 第70回国民体育大会以降の国体、競技別リハーサル大会に出店実績がある者
 - エ その他実行委員会が認めた者
- (2) 次の条件をいずれも満たす者
 - ア 各競技開催期間中、3に規定する開設時間を遵守し、継続して出店すること。
 - イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
 - ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。
 - エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
 - オ 調理従事者については、出店前1ヶ月以内に検便検査を実施できること。当該検査項目は、赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌とする。
 - カ 申請書の提出時点において、町税（基山町が賦課徴収するものに限る。）の滞納がないこと。
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を添付したうえで、売店出店申請書（様式第1号）を実行委員会にメール、郵送又は持参で提出してください。

- (1) 売店出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 売店責任者及び従事者の本人確認書類の写し
（運転免許証、個人番号カードなど、顔写真のある公的機関が発行したもの）
- (5) 営業に関する保健所の営業許可証又は届出済証の写し
※現地調理を伴う飲食物の販売を行う場合のみ提出が必要
- (6) 基山町税の滞納のない証明書
（申請日以前1ヶ月以内の日付のもの）

10 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本募集案内に基づいて審査するとともに、来場者のニーズや出店品目のバランス等を考慮し、出店が適当であると認めた者を出店者として選定します。

なお、実行委員会は内容確認のため、提出された誓約書兼承諾書（様式第4号）及びその他関係書類をもって関係官庁に調査、照合することができるものとします。

11 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）及び売店出店許可証（様式第6号）を交付するものとします。

12 売店の配置

配置場所については、抽選等を行わず、実行委員会が出店内容等を考慮し、決定するものとします。

なお、ケータリングカーについては、売店設置可能スペースの都合上、他売店の出店位置と隣接しない場合があります。

13 保健所への手続き

臨時営業許可を必要とする出店者については、売店許可決定通知書（様式第5号）を受け取ったときは、速やかに保健所の受付印が押された許可申請書の写しを実行委員会へ提出してください。

14 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させてください。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告してください。
- (3) 売店責任者は、実行委員会が設置する売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたってください。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、

従事者の指導に努めてください。

15 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしないでください。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等すること。
- (5) アルコール飲料の販売、試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、郷土物産品として取り扱うアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物を販売及び無償提供すること。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を受けていない対象火気器具等又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) (1)から(9)に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

16 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証（様式第6号）を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とすること。
また、飲食物を取扱う売店にあっては、早期飲食を呼びかけるとともに、その旨を促す看板等を設置すること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
また、取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。
- (4) 実行委員会の許可を受けて対象火気器具等又は燃料等危険物を使用する場合にあっては、ブース内に必ず消火器を設置すること。
- (5) 販売品等を搬入搬出する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を指定された位置に掲示すること。
なお、原則として搬入車両は1店舗につき1台とします。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で持ち帰り、環境美化に努めること。
- (8) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあっては、食品衛生関係法令を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。

また、ブース前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行い、廃棄物収納容器は、蓋付きのものとし、汚液及び汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。

- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 実行委員会が大会前に開催する出店者説明会には必ず出席すること。
- (13) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。
なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (14) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

17 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害の損害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとします。

18 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたりとともに、実行委員会に直ちに連絡し、その指示に従ってください。

また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実行委員会に報告するとともに、その指示に従ってください。

19 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができるものとします。

なお、この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償を請求することはできません。

- (1) 関係法令及び本募集案内に定める事項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証（様式第6号）の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

20 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実行委員会の確認を受けてください。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わって原状回復を行い、要した費用を当該出店者に請求することができるものとします。

21 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとします。

22 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害を実行委員会に請求することはできません。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできません。

23 受付期間

(1) 受付期間

令和6年4月1日（月）から令和6年5月31日（金）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

※郵送の場合は受付期間内に必着とします。

(2) 受付時間（持参で提出する場合）

午前8時30分から午後5時15分まで

24 提出先及び問い合わせ先

SAGA2024基山町実行委員会事務局
（基山町まちづくり課内）

(1) メールで提出する場合

メールアドレス：kokusupo-1@town.kiyama.lg.jp

(2) 郵送又は持参で提出する場合

住所：〒841-0204

基山町大字宮浦666番地

(3) 本募集に関する問い合わせ先

電話番号：0942-85-7686

ファックス：0942-92-0741

25 その他

- (1) 各競技会場においては、選手・監督等へ昼食弁当が斡旋されます。
- (2) 搬入場所及び駐車場は、別表「基山町売店出店者募集競技一覧」のとおりです。
また、前日搬入は可能ですが、搬入可能時間内に行ってください。
- (3) 提出された書類に含まれる個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しません。
- (4) 各大会の詳細については、実行委員会までお問い合わせください。